

◆ 強引な訪問購入事業者に注意



<<相談事例>>

- 自宅に訪問購入事業者が来訪し、ネックレスと指輪を買い取られてしまった。来訪前日、この事業者から不要な食器を買い取ると電話があり、来訪を依頼した。しかし、来訪した事業者は、「食器は来月の方が高く買い取ることができる。」と言って見ることもせず、その代わりに、貴金属はないかと聞かれ、普段使っていないアクセサリーを見せてしまい、売るつもりがなかったネックレスと指輪を1000円で売ることになってしまった。また、被害に遭うのではないかと不安だ。

<<トラブルを防ぐためには>>

- 事業者が消費者の自宅等を訪問して物品を買い取ることを訪問購入と言います。特定商取引法では事業者が要請なしに消費者宅を訪問し、買い取りなどを勧誘する行為は禁止されています。また、要請した来訪であっても、依頼していない物品について勧誘する行為を禁止しています。勧誘されてもきっぱり断りましょう。
- 特定商取引法では、訪問購入事業者は契約書を交付するよう定められています。契約書には、物品の種類、購入価格、事業者の名称・住所・電話番号等、契約日、クーリング・オフに関する記載が必要です。トラブルを避けるため、契約書は必ず受け取りましょう。
- 消費生活センターには訪問購入事業者の強引な勧誘に押し切られ、予定外のものを売却してしまったという相談が寄せられており、その多くの被害者は高齢者です。訪問購入事業者の来訪を受ける場合は、できるだけ一人では対応せず、信頼できる人に同席してもらうようにしましょう。

裏面にて、(独)国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

中野区消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)
 相談受付電話 03(3389)1191 FAX 03(3389)1199
 相談受付時間 月～金曜日 9時30分～16時(土日・祝日・年末年始は休み)
 eメールアドレス shohiseikatuserita@city.tokyo-nakano.lg.jp

見守り 新鮮情報

やめられない!? 占いサイトに 気を付けて

占いサイトの広告を見て、**無料**で**鑑定**してくれるというのでサイトに登録した。占い師から「あなたには強い守護霊がいる」などというメッセージをもらい、信用してしまった。その後、占い師が指示する言葉を送り返すように言われ、**返信**した。やりとりには有料のポイントが必要で「今やめたら幸せは来ない」と言われ、気が付いたら**約120万円**も支払っていた。
(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

冷静な判断を!



見守るくん

- 占いサイトの中には、インターネットやSNS 広告等で「無料鑑定」とうたっていても有料のやりとりへ誘導させるサイトもあります。また、氏名や生年月日、メールアドレス等の個人情報を入力すると、大量の迷惑メールが届くこともあります。無料だからといって、気軽に登録しないでください。
- やりとりをすることで有料ポイントを消化させられることがあります。金運や恋愛運等について良い言葉が書かれたメッセージが届いても、安易に返信してはいけません。
- 怪しい、やめたいと思ったら、退会する前にやりとりの内容などをスクリーンショット等で残しておきましょう。支払った料金等の返金を求めるための証拠となります。
- 不審に思ったり困ったりしたときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。